

# 福岡県宿泊税交付金の 調査結果について

---

令和6年9月9日

## 市町村への支援の方法 交付金

- 一定の配分基準に基づいて、市町村に交付金を配分する

### 【事例】福岡県宿泊税交付金

- ・ 交付対象者 : 県内市町村（独自に宿泊税を課す市町村を除く）
- ・ 交付対象事業 : ①令和2年度以降新たにまたは拡充して実施する観光振興事業  
②①の事業のうち、令和3年度以降に継続して実施する事業  
③①または②の事業を実施するため、基金に積み立てる事業  
（基金積立年度の翌々年度末までに実施する事業に限る）  
※基金積立年度の翌々年度末に基金残高が生じる場合は、県へ返還
- ・ 配分基準 : ・ 県税収入の一部を市町村（導入団体除く）へ交付  
（宿泊者数と旅行者数を考慮して配分し、配分項目のウェイトは「宿泊者数：旅行者数＝80：20」）  
・ 県全体の観光の底上げを図る観点から最小交付金額は50万円

出典：福岡県宿泊税検討委員会報告書（令和5年9月）から調製

#### メリット

- ・ 一定の算定基準に基づき交付金額が市町村間で公平（明確）。
- ・ 使途に関して市町村の自由度が高い。
- ・ 県の交付金配分に関する作業負担は少ない。

#### デメリット

- ・ 機械的な配分により、真に必要な観光行政需要と交付金額が必ずしも一致しないため、資源の効率的な活用が図られない恐れがある。
- ・ 観光振興施策が明らかでない事業や、既存一般財源の置き換えに充当される可能性も否定できない。
- ・ 効果が薄いと思われる観光振興事業であっても、交付金がある限り継続する恐れがある。
- ・ 予算消化の観点で、効果の見込めない事業にも充当される恐れがある。

福岡県宿泊税交付金について、福岡県にヒアリングを行い、概要等について整理を行った。

## 福岡県宿泊税交付金の事務フロー

- ① 県が福岡県宿泊税交付金交付要綱で定められた基準に基づき内示額\*を決定
- ② 県が市町村に内示額を通知
- ③ 市町村が内示額の範囲内で交付申請
- ④ 交付決定\*\*
- ⑤ 実績報告、額の確定

\* 内示額について

- ・ 宿泊者数による配分と、宿泊者の一定割合が宿泊地以外の県内他地域を訪問していることから旅行者数による配分を行う。
- ・ 宿泊者の2割が宿泊市町村以外の県内他市町村を訪問している分析結果に基づき、「宿泊者数：80%、旅行者数：20%」で配分する。

\*\* 交付決定について

- ・ 既存事業の単なる財源の振り替えとなっていないか等、審査した上で交付決定を行う。
- ・ 定期的な進捗報告は求めているが、県が市町村向けに交付金活用のQ&Aを作成し、適宜協議を行っている。

## ヒアリング結果

### ①福岡県が交付金を実施した目的

福岡県では、県全体の観光の底上げを図る観点から、市町村がそれぞれの地域の現状と課題を踏まえ、創意工夫を凝らした観光振興施策を実施できるよう、宿泊税を活用して市町村に対する財政的支援を行っている。

### ②使途の明確化

交付申請、実績報告書の確認により、市町村の使途や実績を把握できる体制の構築。

⇒県は、市町村が主体となった地域ならではの施策の創出を把握できており、

市町村からも交付金の評価は高い（アンケートより）。

### 【参考】補助金について

県が進めたい施策については、市町村も補助対象者に含めることで、観光振興を促進。

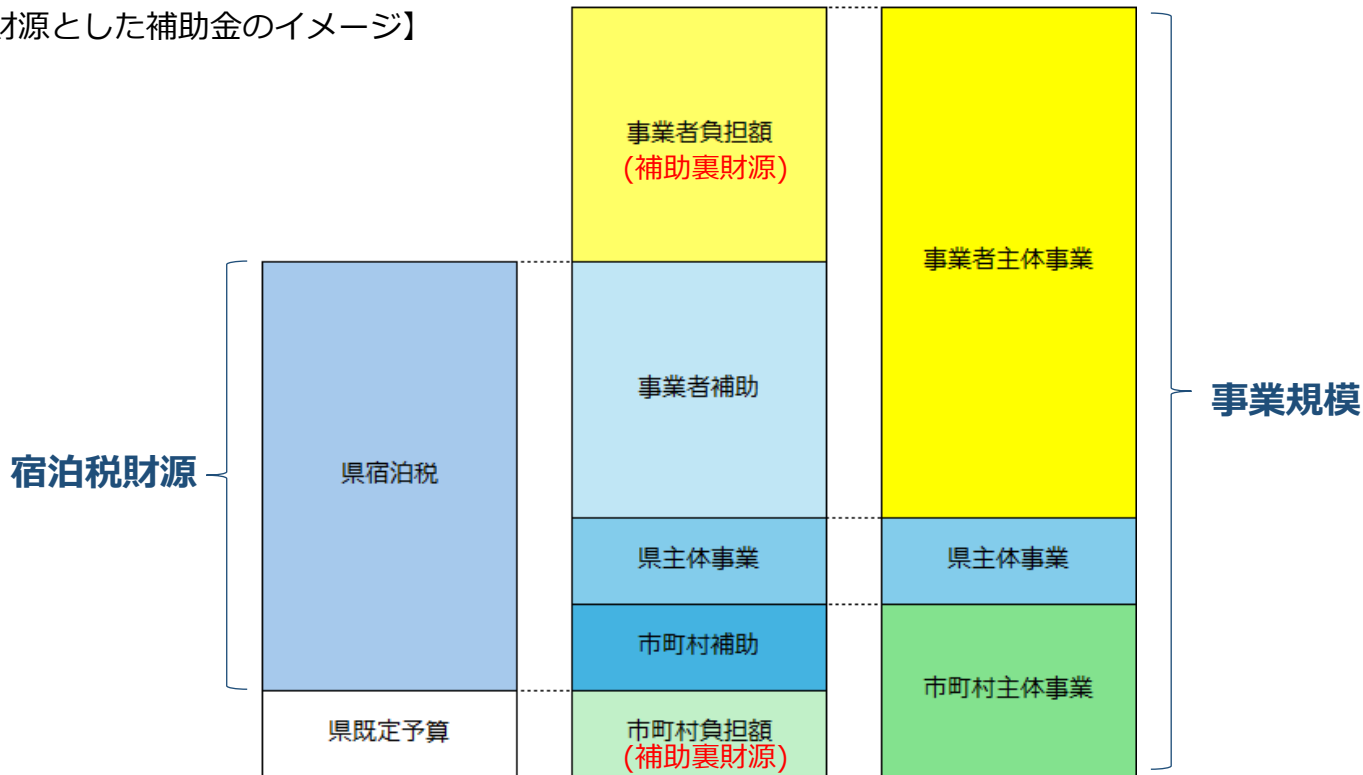
（宿泊税交付金だけでなく、特定の事業に対する補助金も併せて実施）

例) 市町村が行う広域サイクリングルートのご案内板、路面表示整備に対する補助

## 市町村への支援の方法 補助金

- 県の用意する補助事業メニューに即して市町村が主体となって実施する事業に対し、一定割合を県宿泊税財源から補助する。

【宿泊税を財源とした補助金のイメージ】



- |              |   |
|--------------|---|
| <p>メリット</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県が考える観光振興施策の実現に資する市町村事業を促進することができる。</li> <li>・ 宿泊税財源よりも多額の事業規模を実施することができる。</li> <li>・ 市町村における財源の使途を把握できる。（明確化）</li> <li>・ <b>真に必要とする観光需要に即して宿泊税財源を効率的に配分できる。</b></li> <li>・ 市町村にも一般財源等による負担が発生するため、事業の効果について市町村が主体となって説明することが求められる。</li> </ul> |
| <p>デメリット</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>市町村側に補助裏財源の負担が発生する。</b></li> <li>・ 県の補助金交付に関する事務負担が大きい。</li> </ul>  |

## 事務局としての考え方

- 千葉県においても県と市町村が観光振興の方向性を共有し、県全体の観光の底上げを図る必要がある。
- 支援制度は、市町村の事情に応じて幅広く活用できる形とし、地域ならではの自主的な施策を促進していく。
- 補助率の柔軟な設定により補助裏負担を不要とするなど、市町村の負担にも配慮しつつ、市町村の自主性を尊重しながら観光行政需要に応じた配分ができるよう、支援方法の検討を行っていく。